

東京都北区北とびあ条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年十月八日

東京都北区長  
花川與惣太

東京都北区条例第二十九号

東京都北区北とぴあ条例の一部を改正する条例

東京都北区北とぴあ条例（平成元年九月東京都北区条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の部九〇二会議室の項の次に次のように加える。

一六〇一会議室	七、一六〇円	一二、四六〇円	一六、〇八〇円	三五、七〇〇円
一六〇二会議室	二、五六〇円	四、六〇〇円	五、九〇〇円	一三、〇六〇円

別表第一の二の部九〇二会議室の項の次に次のように加える。

一六〇一会議室	一〇、七四〇円	一八、六八〇円	二四、一〇〇円	五三、五二〇円
一六〇二会議室	三、八四〇円	六、九〇〇円	八、八六〇円	一九、六〇〇円

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和四年一月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 施設等の使用申請その他使用のために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

東京都北区立学校設置条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年十月八日

東京都北区長

花

川

與

惣

太

東京都北区条例第三十号

東京都北区立学校設置条例の一部を改正する条例

東京都北区立学校設置条例（昭和三十九年三月東京都北区条例第六号）の一部を次のように改正する。

別表の一東京都北区立荒川小学校の項及び東京都北区立十条台小学校の項を削り、同表の一に次のように加える。

東京都北区立十条小学校 東京都北区中十条三丁目一番六号

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

（東京都北区立十条台小学校温水プール使用条例の廃止）

2 東京都北区立十条台小学校温水プール使用条例（平成三年三月東京都北区条例第五号）は、廃止する。

東京都北区立体育施設条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年十月八日

東京都北区長  
花川與惣太

東京都北区条例第三十一号

東京都北区立体育施設条例の一部を改正する条例

東京都北区立体育施設条例（昭和四十四年九月東京都北区条例第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

東京都北区立パノラマプール十条台	東京都北区中十条一丁目五番六号
------------------	-----------------

別表第二の一の項に次のように加える。

パノラマプール十条台	二時間	三〇、〇〇〇円	
			回数券 五枚つづり 二、〇〇〇円
			回数券 五枚つづり 一、〇〇〇円
			回数券 六枚つづり 五〇〇円

別表第二の一の項備考2ただし書中「超過一時間（一時間に満たない端数はこれを一時間とする。）につき規定使用料の三割」を「パノラマプール十条台を除く施

設は超過一時間（一時間に満たない端数はこれを一時間とする。）につき規定使用料の三割（その額に十円未満の端数金額が生じるときは、当該金額を切り捨てた額）を徴収し、パノラマプール十条台は超過三十分（三十分に満たない端数はこれを三十分とする。）につき規定使用料の二割五分（その額に十円未満の端数金額が生じるときは、当該金額を切り捨てた額）に改め、同項中備考6を備考7とし、備考5の次に次のように加える。

6 パノラマプール十条台においては、プールを分割して使用することができる。この場合の使用料は、規定使用料に分割割合を乗じて得た額（その額に十円未満の端数金額が生じるときは、当該端数金額を切り上げた額）とする。

#### 付 則

##### （施行期日）

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

##### （経過措置）

2 この条例の施行の際、現に東京都北区立学校設置条例の一部を改正する条例（令和三年十月東京都北区条例第三十号）付則第二項の規定による廃止前の東京都北区立十条台小学校温水プール使用条例（平成三年三月東京都北区条例第五号）（以下「廃止前の条例」という。）第一条の四の規定により指定された指定管理者は、この条例による改正後の東京都北区立体育施設条例（以下「改正後の

条例」という。）第二条の四の規定により指定された東京都北区立パノラマプール十条台の指定管理者とみなす。

3 この条例の施行の日前に、廃止前の条例第二条の規定に基づき、同日以後の東京都北区立十条台小学校温水プールの使用に関してなされた使用申請及び使用承認は、改正後の条例第三条第一項の規定に基づく東京都北区立パノラマプール十条台の使用申請及び使用承認とみなす。

東京都北区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する  
条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年十月八日

東京都北区長  
花川 與 惣 太

東京都北区条例第三十二号

東京都北区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

東京都北区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成十四年三月東京都北区条例第一号）の一部を次のように改正する。  
第十二条第二項第一号中「十六万六千九百五十円」を「十七万六千五百五十円」に改め、同項第二号中「七万二千九百九十円」を「七万三千九百九十円」に改め、同項第三号中「八万三千四百八十円」を「八万五千七百八十円」に改める。

付 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の東京都北区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和三年四月一日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

2 新条例第十二条第二項第一号から第三号までの規定は、適用日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間に  
おいて、この条例による改正前の東京都北区立学校の学校医、学校歯科医及び学  
校薬剤師の公務災害補償に関する条例第十二条第二項第一号から第三号までの規  
定に基づく介護補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じ  
たものに限る。）として支払われた金額は、新条例の規定に基づく介護補償の内  
払とみなす。

東京都北区旅館業法施行条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年十月八日

東京都北区長  
花川與惣太

東京都北区条例第三十三号

東京都北区旅館業法施行条例の一部を改正する条例

東京都北区旅館業法施行条例（平成二十四年三月東京都北区条例第四号）の一部を次のように改正する。

第五条第四号中「配ぜん室」を「配膳室」に改め、同条第五号ア中「及びまくら」を「及び枕」に、「まくらカバー」を「枕カバー」に改め、同号イ中「まくらカバー」を「枕カバー」に改め、同号ウ中「まくら」を「枕」に改め、同条第八号エ中「温泉法（昭和二十三年法律第二百五号）第二条第一項に規定する温泉を貯留する貯湯槽（以下単に「貯湯槽」という。）」を「貯湯槽」に改め、同号エ(1)中「行う」を「行い、ぬめり等の汚れを除去する」に改め、同号オ(4)ただし書中「塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒とを併用する等」を「規則で定めるところにより消毒を行い」に改める。

第八条第五号エに次のように加える。

(7) 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備を設ける場合には、点検、清掃及び排水を行える構造であること。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和四年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に旅館業法（昭和二十三年法律第一百三十八号）第三条第一項の規定により経営の許可を受けている営業施設及び現に当該許可の申請がなされている施設については、この条例による改正後の東京都北区旅館業法施行条例第八条第五号エ(7)の規定は適用しない。ただし、この条例の施行の日以後に、営業施設の浴室を増築し、若しくは改築し、又は大規模な修繕をする場合は、この限りでない。

東京都北区公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年十月八日

東京都北区長

花

川

與

惣

太

## 東京都北区条例第三十四号

### 東京都北区公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

東京都北区公衆浴場法施行条例（平成二十四年三月東京都北区条例第五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第八号の二中「温泉法（昭和二十三年法律第二百二十五号）第二条第一項に規定する温泉を貯留する貯湯槽（以下単に「貯湯槽」という。）を「貯湯槽」に改め、同号ア中「行う」を「行い、ぬめり等の汚れを除去する」に改め、同項第八号の三エ中「塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒とを併用する等」を「規則で定めるところにより消毒を行い」に改め、同項第八号の四中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第八号の五とし、同項第八号の三の次に次の一号を加える。

八の四 調節槽を使用するときは、調節槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、規則で定めるところにより、定期的に清掃及び消毒を行い、ぬめり等の汚れを除去すること。

第四条第一項第十号中「手ぬぐい」を「タオル」に改め、同号ただし書中「もの」の下に「（かみそりを除く。）」を加え、同項第十号中「十歳」を「七歳」に改め、同項第三十一号に次のように加える。

キ 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備を

設ける場合には、点検、清掃及び排水を行える構造であること。  
付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和四年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に公衆浴場法（昭和二十三年法律第百三十九号）第二条第一項の規定により、公衆浴場の経営の許可を受けている営業施設及び現に当該許可の申請がされている施設については、この条例による改正後の東京都北区公衆浴場法施行条例第四条第一項第三十一号の規定は適用しない。ただし、この条例の施行の日以後に、営業施設を増築し、若しくは改築し、又は大規模な修繕をする場合は、この限りでない。

改正する条例を公布する。  
東京都北区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を

令和三年十月八日

東京都北区長  
花川與惣太

東京都北区条例第三十五号

東京都北区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

東京都北区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年九月東京都北区条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十九条」の下に「・第五十条」を加える。

第四十九条を第五十条とし、第六章中同条の前に次の一条を加える。

（電磁的記録）

第四十九条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報）が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都北区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年十月八日

東京都北区長  
花川與惣太

東京都北区条例第三十六号

東京都北区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

東京都北区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成二十六年九月東京都北区条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十三条」の下に「・第五十四条」を加える。

第五条第二項から第五項までを削る。

第三十八条第二項を削る。

第五十三条を第五十四条とし、第四章中同条の前に次の一条を加える。

（電磁的記録）

第五十三条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供され

るものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、次項で定めるところにより、利用申込者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて規則で定めるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。

3 特定教育・保育施設等は、前項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する利用申込者に対し、その用いる規則で定める電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

4 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該利用申込者に対し、第二項に規定する記載事項の提供を電磁的方法に

よってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

5 前三項の規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第二項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「次項」とあるのは「第五項において準用する次項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、第三項中「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、前項中「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第二項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

#### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都北区学童クラブの運営に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年十月八日

東京都北区長  
花川 與 惣 太

東京都北区条例第三十七号

東京都北区学童クラブの運営に関する条例の一部を改正する条例

東京都北区学童クラブの運営に関する条例（平成十二年三月東京都北区条例第二十号）の一部を次のように改正する。

別表東京都北区荒川ふじクラブの項及び東京都北区十条台小クラブの項を削り、同表に次のように加える。

東京都北区十条小クラブ第一 東京都北区中十条三丁目一番六号

東京都北区十条小クラブ第二 東京都北区中十条三丁目一番六号

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 利用申請その他学童クラブの利用のために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。